

平成 30 年 (2018 年)7 月 13 日

関係各位

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
認知症施策推進係

滋賀県高齢者虐待防止セミナー2018

「成年後見制度のこれから～意思決定支援ってどういうこと？」の開催について

平素は本県の健康福祉施策の推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 8 月 24 日に滋賀県、滋賀県権利擁護支援センター（認定特定非営利活動法人あさがお）が主催する、滋賀県高齢者虐待防止セミナー2018「成年後見制度のこれから」を別添のとおり、開催させていただきます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、ご参加いただきますとともに、ご関心のある方にお知らせいただきますよう、よろしく申し上げます。

※ 開催チラシにつきましては、複数部お送りしておりますが、もし追加でご入り用でしたら、下記あてご連絡いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（残部の関係で、ご希望に添えない場合はご了承ください。）

配布枚数

・チラシ 10枚

<担当>

滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課

認知症施策推進係 花部

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL : 077-528-3522 FAX : 077-528-4851

E-mail:ed00@pref.shiga.lg.jp

意思決定支援ってどういうこと？

の
こ
れ
か
ら

成
年
後
見
制
度

滋賀県高齢者虐待防止セミナー 2018

8月24日(金)

14:00~16:30(開場13:30)

ピアザ淡海 ピアザホール

[参加費] 無料

[定員] 300名

[講師] 弁護士 佐藤 彰一さん

全国権利擁護支援ネットワーク代表
國學院大學法学部教授

成年後見制度が開始されて早18年が過ぎ、制度の欠点や問題点が目に付くようになってきました。制度を利用する方々が、自分らしく主体的に暮らしていくために、今後成年後見制度がどうあるべきか、どう変わるべきかを考えます。

意思決定支援とは？

高齢者や障害がある方が、自分で考え、自分で決定して、自分らしく生きていくことは、人にとって当然護られるべき権利です。しかし、なかなか自分の意見を表出したり、決断することが難しい方がいます。そういう方々が自分の意思決定をできるように、周りの家族や支援者がお手伝いすることです。

講師紹介



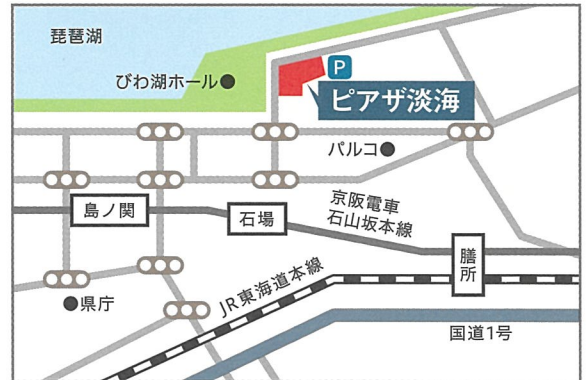
佐藤 彰一 (さとう しょういち) さん
 全国権利擁護支援ネットワーク 代表
 國學院大學法学部 教授

1953年生まれ。立命館大学大学院法学研究科博士後期課程修了。立教大学法学部教授、法政大学法学部教授等を歴任し、現在は國學院大學教授。2000年より弁護士として権利擁護活動に従事。2008年より全国権利擁護支援ネットワーク代表を務めている。専門は民事訴訟法で、成年後見や虐待防止などの社会活動に広く関わっている。

参加申込 FAX・Eメールまたは郵便にて受付。
 定員を超えた場合のみ、ご連絡します。

会場 ピアザ淡海 ピアザホール

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20
 TEL:077-527-3315 FAX:077-527-3319



【近隣からの所要時間】

- JR大津駅から京阪・近江バス
 なぎさ公園線 約8分「ピアザ淡海」下車またはタクシー約5分
- JR膳所駅から徒歩約12分
- 京阪電車石場駅から徒歩約5分
- 名神大津インターから約7分
- 地下駐車場77台(有料)

滋賀県高齢者虐待防止セミナー2018 参加申込書 (FAX用)

申込〆切
 8/17(金)

Eメールで申込まれる方は、以下の内容をメールの本文に書き、
 標題を「滋賀県高齢者虐待防止セミナー2018参加申込」としてお送りください。

ふりがな		所属	
お名前			
ご住所			
TEL		FAX	
E-mail			
車椅子利用： 有 ・ 無	手話通訳： 要 ・ 不要	要約筆記： 要 ・ 不要	
その他配慮すべき事項			

FAX 077-522-0845

E-mail asagao.npo@image.ocn.ne.jp

上記情報は、適切に管理し、当セミナーに関する目的のみに使用します。また、第三者への提供等は一切ありません。